

議案第76号

調布市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

地方公務員等共済組合法の一部改正を踏まえ，会計年度任用職員の報酬等に  
係る控除金について定めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため，  
提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例

調布市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31  
年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「同法第3条第3項」を「同項」に改める。

第3条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

第8条を第10条とし，第7条の次に次の2条を加える。

（報酬等の支払）

第8条 この条例に基づく報酬，費用弁償及び期末手当の支払は，一般職の  
職員の給与の例による。

（控除金）

第9条 報酬の支給機関は，会計年度任用職員に報酬及び期末手当を支給す  
る場合，その報酬及び期末手当から東京都市町村職員共済組合の貯金及び  
保険料で，会計年度任用職員が支払うこととされている額に相当する金額  
を控除することができるものとする。

附 則

この条例は，令和4年10月1日から施行する。